

運 営 規 定

ケアーズ・訪問看護ステーション

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社 care's が設置するケアーズ・訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「訪問看護事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護又は要支援状態にある高齢者や、病気や怪我等により在宅療養を必要とする利用者に対し、介護保険法に基づく指定訪問看護及び健康保険法に基づく訪問看護事業を提供することを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

第2条 事業所が実施する訪問看護事業は、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 訪問看護事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8 前 7 項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年大阪府条例第 115 号）、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成 24 年大阪府条例第 116 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供方法は次のとおりとする。

- 1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。
- 2 看護職員は、医師が交付した指示書に基づき、利用者の希望や心身の状況等を踏まえて療養上の目標を設定し、その目標を達成するための具体的な訪問看護計画を作成し訪問看護サービスを提供する。
- 3 看護職員は、訪問看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。また、当該訪問看護計画を利用者に交付することとする。
- 4 看護職員は、それぞれの利用者について、訪問看護計画に従ったサービスの提供状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(事業所の名称等)

第4条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアーズ・訪問看護ステーション
- (2) 所在地 大阪府泉南郡熊取町大久保北三丁目 419 番地 1202

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 看護師 1 名(常勤職員、兼務)

管理者は主治医の指示に基づき適切な事業が行われるよう必要な管理者及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護事業〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し厳守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 3 名以上

看護師 3 名以上(常勤 2 名以上、非常勤 1 名以上)

看護職員は、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、主治医の指示による訪問看護事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) サービス提供時間 24 時間とする。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うことができることとする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図

るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

- ①病状、障害 全身状態の観察
 - ②清拭 洗髪 入浴介助等による清拭の保持
 - ③食事介助及び排泄等の日常生活の援助
 - ④医療的処置の実施及び指導(吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥瘡創処置、内服管理等)
 - ⑤訪問リハビリテーションの実施と相談、指導
 - ⑥ターミナルケア、認知症患者の看護
 - ⑦栄養、食事療養に関する相談、指導等
 - ⑧生活環境の調整や介護方法の指導、介護用品の紹介や工夫の仕方の実施 指導
 - ⑨かかりつけ医への連絡調整及び報告
 - ⑥)在宅療養を継続するための必要な援助相談
 - ⑧その他、医師の指示による処置と介護に関する相談
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
- (3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第8条 訪問看護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、

そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された各利用者割合に応じた額とする。なお、法定代理受領以外の利

用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)もしくは「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする

3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 事業所から片道10キロメートル未満 100円
- (2) 事業所から片道10キロメートル以上 200円

なお、タクシーを使用した場合の交通費はその実費を徴収とする。

4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

6 死後の処置 15,000 円

7 日常生活上必要な物品は 実費

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南市、岬町の区域とする。

(衛生管理等)

第 10 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じる。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な処置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは

照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする

（個人情報の保護）

第 13 条 事業所は、利用者の個人情報について（個人情報の保護に関する法律）及び厚生労働省が策定した（医療 介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス）を厳守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護 虐待等の防止のため次の処置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第 15 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 17 条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 カ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

5 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 care's 代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成 06 年 09 月 01 日から施行する。

令和 04 年 05 月 01 日 一部改訂

令和 06 年 09 月 01 日 一部改訂